

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年8月6日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月20日から同年9月9日まで縦覧に供する。

平成27年8月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 （揚水施設改修事業）打越地区	丸亀市産業文化部農 林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 （揚水施設改修事業）小津森地区	〃